

一般法律事務所における刑事弁護の状況と

今後の課題

——その予備的検討——

宮澤 節生（神戸大学名誉教授）

目次

- I. 本稿の目的
 - II. 刑事弁護への動機づけの契機としての法科大学院とそれに代わる教育体制の
必要性
 - III. 高度の刑事弁護を行っている法律事務所の諸類型
 - IV. 「ブティック事務所」への私選事件確保の方策
 - V. 今後の調査課題
- 付表：一般弁護士データ総括表（修習期順に配列）

I. 本稿の目的

本ミニ・シンポジウムにおいて、各論的論稿の最初に位置した平山論文は、被疑者国選制度の導入、公判前整理手続の導入、そして裁判員裁判自体の導入といった刑事司法制度の改革が、弁護士に対して刑事弁護活動に積極的に取り組む機会を提供すると同時に、弁護士に対して捜査段階と公判段階の双方においてより高次の弁護活動への要求を生み出したことを明らかにした。それに続く菅野論文は、弁護士会が、国選弁護担当者の名簿に登載する前提として最低限の研修を要求するだけでなく、裁判員裁判などより高い能力が要求されると考えられる弁護活動を担当しうると認められた者の名簿に登載されるには実践型の研修を要求するなど、名簿制度と研修制度を組み合わせることで、ベースライン的能力の確保とより高次の能力の展開の両方を目指した仕組みを徐々に整えてきたことを明らかにした。そして武蔵論文は、それらの諸制度の検討・運営にあたる会務活動に多くの弁護士が参加して

いるだけではなく、会務活動自体を自己の活動の中心に位置付ける弁護士も存在すら存在することを指摘した。

これらの論文で取り上げられた展開と、法廷技術研修を行う民間団体の活動などを踏まえて、高野隆は「いまだ書面の朗読を中心とする旧来の弁護活動を行い、裁判員から『何が言いたいかわからない』と酷評される弁護士がいる。しかし、この10年間で日本の刑事裁判における法廷活動の主流が変わったことは間違いない」と評価している¹。また、村岡啓一は、「今日では・・・裁判員裁判が導入され、公判前整理手続における証拠開示や争点整理に弁護人個人の専門的な対処能力が要求されるようになったので、もはや弁護士バッジを着けているだけでは刑事事件に対応できない時代になった・・・。その結果、「刑事弁護の専門家」を目指す若き弁護士の一群が現れるに至っている」として、かつてのヤメ検・ヤメ判を典型とする「刑事専門」弁護士とは質的に異なる「新しい刑事弁護士」が登場していると指摘する²。

しかし、そうであるにもかかわらず、高野が率直に指摘しているように、新たに要求されるようになった視点や技量を持たずに刑事弁護を担当している者がまだ存在することは否定できない。この点について、ある裁判員経験者は、検察官と弁護士の技量格差について、生々しい印象を述べている³。

検察側の資料は、パワーポイントなどを使い争点や事柄の関係性をわかりやすくまとめたものでした。これは、いきなり裁判に連れてこられた一般市民の裁判員にも事件の内容を理解しやすくまとめたもので、検察が主張するストーリーのもとに書かれていました。このあたり検察側は裁判員裁判対策をしっかりしている印象でした。また、検察側はビジュアル的にもドラマを撮れそうな布陣（まるで俳優・女優のよう）で、裁判員に対する見た目の印象にも配慮していることがうかがえました。

これに対し、弁護人側の資料は、裁判員対応に慣れていないのか、それとも組織だった対策をしていないのか、争点についての反証を箇条書きでまとめた感じのものでした。裁判官も裁判によって、弁護人側資料のレベルはまちまちとっていました。

菅野論文が明らかにしたように、一般の国選登録とは別に裁判員裁判に関する研修が行われ

¹ 「裁判員制度の効果：10年間を振り返って」自由と正義 70巻5号（2019年）26頁。

² 「刑事弁護人はどんな人たちか」後藤昭（編）『シリーズ刑事司法を考える 第3巻 刑事司法を担う人々』（岩波書店、2017年）101頁。

³ 飯考行・裁判員ラウンジ（編著）『あなたも明日は裁判員！？』（日本評論社、2019年）35頁。

ることが一般化しつつあり、裁判員裁判担当者の独自の名簿が作成されて、二人目の弁護人は能力がとくに高いと評価されている弁護士が配属されるという仕組みが作られることが増えているにもかかわらず、検察・弁護間には、いまなおこのような格差が指摘されているのである。

そして、新たに要求される視点と技量を備えないまま弁護に臨む弁護士という問題は、捜査弁護や一般事件の公判についても存在すると想定してよいであろう。そうであるとすれば、刑事弁護をさらに発展させるための基礎的作業として、優れた刑事弁護を行っているという評価のある弁護士がどのような状況で実務を行っているのか分析し、その実務の今後の課題を検討することが不可欠であろう。

さらに、本ミニ・シンポジウムにおける私の冒頭論文で指摘したように、2000年前後の議論においては刑事弁護の高度化の基盤として組織化と専門化が提唱されていたが、それらについては、法テラス法律事務所に関する橋場論文と、都市型公設に関する大塚論文がある。法テラス法律事務所は国費で維持される全国規模の弁護士ネットワークであって、同じく全国的組織である検察庁に対応しうる組織化の可能性を持った唯一の弁護士組織であって、一部の事務所には刑事弁護で著名なシニア弁護士も存在している。しかし、地元弁護士会の抵抗によって開設されていない地域があり、刑事弁護に注力している事務所はむしろ少数かつ減少しつつあり、司法試験合格者数の引き下げによって新規採用が急速に困難になりつつある。都市型公設事務所は、刑事弁護に注力することを目的として開設された事務所を含んでおり、刑事弁護で著名な弁護士を擁して大きな成果を挙げている。しかし、弁護士会の財政支援に基盤を置くために、大規模弁護士会以外が開設・維持することは困難であり、法テラスのような全国的展開は期待できない。そのため、刑事弁護の大半は、今後も、一般法律事務所に所属する弁護士に依存せざるをえない。そうであるとすれば、やはり、優れた刑事弁護を行っているという評価のある弁護士がどのように実務を行っているのか分析し、その実務の今後の課題を検討することが不可欠であろう。

したがって、本稿の目的は、我々のプロジェクトが2018年度に行った面接調査の中から、一般法律事務所に関するデータを抽出し、一般法律事務所における刑事弁護の状況を描き出すとともに、それが抱えている今後の課題を検討することにある⁴。もちろん、我々が2018年5月から2019年1月の間にインタビューしえた弁護士は、次項で説明するようにごく少数であって、我々のプロジェクトの協力者である実務家の助言に基づいて選択したものであ

⁴ 本稿は、科学研究費補助金基盤研究(B)18H00803「刑事分野における弁護士活動の多様化と高度化に関する総合的分析」(2018年度～2020年度;研究代表者・宮澤節生)による2018年度の調査活動の成果の一部を報告するものである。

り、代表性を主張することはできない。しかし、最近では他に例のない刑事弁護活動の実証研究であり、少なくとも問題発見的・問題提起的意義は明らかに主張しうると考えるので、現時点でのデータによる予備的検討を行うことにした。

我々が2018年5月から2019年1月に面接調査を行った法律事務所の中で、一般法律事務所に該当するのは11ヶ所である。その概要を下記の〔付表〕に提示した。インタビューとインタビュー・データ作成の方法は、私の冒頭論文で説明した。〔付表〕で、面接順ではなく修習期別に弁護士を配列したのは、刑事弁護への動機づけや経緯の世代的な変化を知りたいと考えたからである。弁護士の略称に数字が付されているのは、同一事務所で複数面接に応じた場合に、データ引用において区別するためのものである。たとえば、〔一般A〕事務所では2名の弁護士が面接に応じており、中心になったのは〔一般弁護士A1〕であるが、そのほかに〔一般弁護士A2〕も面接に応じたことになる。また、〔付表〕のデータは文字通りの引用ではなく、紙幅の制約から要約したものであるが、概括的なパターンを知るためには十分な程度に詳細であると考え。さらに、本文においてインタビュー・データを引用するには、独特の語り口で発言者の個性や活動地域が想像できる場合がありうるので、表現を一部変更することがある。

II. 刑事弁護への動機づけの契機としての法科大学院とそれに代わる教育体制の必要性

最初に検討したいのは、刑事弁護への動機づけの契機である。刑事弁護の今後の発展を期待する場合、動機づけの機会が今後も拡大する必要があるからである。

動機づけへの契機について50期台以前の弁護士の回答で目立つのは、いわゆる労弁経験から刑事弁護への関心を得た者や、弁護士になる以前から冤罪や刑事司法の問題点を知って動機づけられた者である。20期台の〔一般弁護士F〕、30期台の〔一般弁護士B〕、40期台の〔一般弁護士C〕〔一般弁護士G〕などがそれに該当し、50期台の〔一般弁護士E〕もそれに近いと思われる。

それに対して、法科大学院出身者が登場する60期台になると、刑事弁護で高い技量を有する弁護士による教育活動の効果が指摘されるようになる。50期台の〔一般弁護士I〕は、「僕以降、刑事弁護をやりたいという若手が一気に増えた。〇〇先生らがロースクールに行って刑事弁護の面白さを広めたというのも、ひとつあった」と指摘しており、やはり50期台の〔一般弁護士J〕は、「ロースクールができてからだいぶ変わった気がしています。……昔よりもできることが多くなったのは事実だが、そこに重点があるのではなく、制度化され

てロースクールでも教育の対象となり、弁護士層の多くがこれを道具として使えるような状態になっていることが大きい。・・・」と語っている。そして、[一般弁護士 I] が言及した弁護士である 30 期台の [弁護士 A1] は、「・・・若くてしかも非常に優秀な、特にロースクールの初期の頃の学生っていうのは本当に優秀で、しかも偏っていないというか偏った考え方をしない人たちが、斬新な考え方をする人たちがキラのごとくいたので、そういう人たちが来てくれたというのはすごく大きいと思います。・・・」と自己の教育経験を振り返っている。

また、法科大学院修了者である弁護士たち自身からは、以下のような経験が語られている。

[一般弁護士 D1]・・・〇〇のロースクールに入って、3年コースの2年目の終わりから3年目の頭にかけて頃なんですけど、〇〇さん、そこにいらっしゃいますけど、いわゆる刑事クリニックがあって、そこで刑事弁護に触れたのがほんとに初めてでした。実はロースクールに行くときは刑事弁護になんか全く興味なくてですね、なんで悪い人の弁護しなきゃいけないんだろうって思ってたんですけども、そのクリニックを結構長い間ふれることになったんですね。僕は捜査弁護、示談で不起訴になる捜査弁護1件とあと公判弁護、判決までちゃんといくやつ、責任能力と因果関係を争ってちゃんと判決までいくやつを1件やって、これはすごいなって思っていて、単純に面白いなって思いました。ちょっとこれは弁護士になっても面白そうだから続けてやってみようと思って、手をつけてズルズルいまに至るみたいところが率直なところで。・・・僕がとにかく一番感動したのは、公判否認事件だった傷害を、スナックで暴れて、止めに入ったお客さんとかとも大揉めあいになっちゃって結局怪我させるみたいな傷害事件で、執行猶予中の方だったんですね。基本的には出てこれないタイプの事件だと思うんですけど、途中で保釈が通って、何回だろう、7回とか8回とかの保釈で出てきて、当時は秘密接見とかさっと紛れて入れる時代だったので、アクリル板の中にいる人と釈放された時の人と雰囲気全然違って、人が外に出て来るとこういうことなんだなっていうのが結構素朴な感動であって、権力が人を捕まえる時に、自分の力で身柄を取り戻せるっていうところについての感動がものすごく大きかったです。それがすごい原体験ですね。その事件、担当が〇〇先生 [一般弁護士 A1] だったんですけど、判決も責任能力も完全責任能力取られちゃったんですけども、傷害が認定落ちで暴行になって、再度の執行猶予がついたんですね。たまたまその結果が出たものですから、普通だったら刑務所に行く事件、執行猶予中の同種再犯なので刑務所に行く事件だったんですけど、こんな感じで保釈で外にいる彼の姿を守り続けることができるっていうのは素朴に感動できる原体験でしたね。・・・

[一般弁護士 D3]・・・私が見るところでは一つはロースクールの教育が大きいと思います。つ

まり実務家教員が入っていった、それが〇〇さん[一般弁護士 A1]や〇〇さん[一般弁護士 F]クラスじゃないとしても、少なくとも刑事に関心のある実務家教員がどこのロースクールにもいると。つまりモデルが身近にいるってことが一つ大きいと思いますね。・・・

[一般弁護士 E2]・・・私ともう一人向こうにいる〇〇っていう弁護士は、〇〇弁護士 [一般弁護士 E1] の刑事クリニックっていうロースクールのカリキュラムの教え子でして、それが私にとっては刑事弁護に携わろうと思ったきっかけです。・・・

[一般弁護士 E3]・・・法科大学院の3年生の時に刑事クリニックを受講しまして、その中のごく素朴に、当時のクリニックの担当弁護士だった〇〇弁護士が非常に人間的にも魅力的だなと思ったってこともございますし、そのクリニックの中で今も付き合いのあるいろんな刑事弁護士に出会う機会に恵まれましたけれども、そこで刑事弁護をやってる弁護士が人間的にすごく魅力的だなんて思ったんですね。・・・

ここで注意を要するのは、刑事弁護への動機づけのあり方が、労弁経験や、冤罪事件への怒りから刑事弁護に動機づけられた世代と異なり、刑事弁護の技法自体に対する関心や、手続の各段階における具体的成果自体による満足感が、動機づけの中心となってきたことである。この変化は、刑事弁護への動機づけから社会あるいは刑事司法制度に対する批判的姿勢が後退してきたということで否定的に評価することも可能であるが、より価値中立的な動機づけが一般化してきたと考えれば、刑事弁護への関心の裾野が広がりつつあるものとして、むしろ肯定的に評価することができるであろう。そして、調査対象である弁護士たちの中にも、過去に、あるいは現在も、法科大学院教員として後進の養成にあっている者がある(前者として [一般弁護士 F] [一般弁護士 A1] [一般弁護士 H], 後者として [一般弁護士 E1] [一般弁護士 H] [一般弁護士 D1])。

したがって、刑事弁護への動機づけの機会として法科大学院における刑事分野のクリニックを維持・発展させることが、将来に向けた最大の課題ということになる。この点について、自分も法科大学院出身者である [一般弁護士 D1] は、「もっと増やすためには、私が思うには、一つはロースクールで必ず刑事弁護クリニックをやらせると。刑事じゃなくてもいい、とにかく臨床をやらせるっていうのが一つ」と述べている。

このように分析すると、今後の決定的な課題のひとつは、法科大学院における刑事弁護の実践的教育の可能性を維持することである。しかし、この点での見通しはきわめて暗い。

2001年6月に出された『司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—』は、法科大学院を「法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクール」として位置づけたにもかかわらず、プロフェッショナル・スクールの最大の特徴であるはずの、実

際の依頼者に接することで教育を行うクリニック形式の臨床教育は要求せず、「実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）をも併せて実施する」という司法研修所教育の模倣を要求したにすぎないために⁵、刑事弁護に関する臨床教育を本格的に導入した法科大学院は、もともと、[一般弁護士 D1] [一般弁護士 D3] [一般弁護士 E2] [一般弁護士 E3] が入学した法科大学院など、ごく少数に過ぎなかった。

その上現在、刑事弁護にかぎらずクリニック形式の臨床教育を全く不可能にするであろう「改革」が導入されようとしている。本年 6 月に関係法案が成立した「司法試験の在学中受験制度」である。これは、「司法試験が行われる日の属する年の 4 月 1 日から 1 年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがある」と学長が認定した者は、法科大学院修了を待たずに司法試験を受験できるというものである。司法試験の実施時期については、当該法案の条文を前提とすれば、法科大学院カリキュラム終了後の年度末の 2 月や 3 月はありえず、12 月末日までに合格発表が可能な時期に実施しなければならないと考えられており、夏になる可能性が高いと言われている⁶。もしそうなれば、2 年短縮コースの学生では 2 年目の夏休み前後に受験することになるので、少なくとも法科大学院入学直後から受験対策に邁進するであろうことは容易に予想しうるのであり、法科大学院が予備校化することは不可避であって、臨床教育を実施する余裕は全く失われるであろう⁷。今回の「改正」を支持する法科大学院関係者の中には、司法試験科目以外の教育は司法試験合格後に行えばよいという考えもあるということであるが、それは、合格者にとっては修了単位を揃えるだけの過程になるであろうし、より多数を占めるであろう不合格者は、ただちに翌年の司法試験または予備試験の準備を始めるであろう。それにそもそも、自分が在学中に合格しうると考える者は、法科大学院に進学せずに予備試験を受け続けるであろうから、在学中受験制度の導入が法科大学院制度の延命につながるとは、到底思われない。

残念ながら、この「改革」の導入は既定事項であるから、日本弁護士連合会をはじめとして、刑事弁護への動機づけの機会を維持・拡大したいと考える者は、そのための新たな機会を獲得しなければならない。そこで考える現実的対策は、司法修習における刑事弁護教育を改善・強化することである。

⁵ 『司法制度改革審議会意見書』PDF 版、

<https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdfs/iken-3.pdf> (2019 年 9 月 21 日閲覧) 61 頁, 64 頁。この状況は、1992 年に発表された、いわゆる「マクレイト・レポート」(翻訳として、アメリカ法曹協会(著)、日本弁護士連合会(編)、宮澤節生・大坂恵里(訳)『法学教育改革とプロフェッション—アメリカ法曹協会マクレイト・レポート』(三省堂、2003 年))で要求されて以来、クリニック教育が強化されてきたアメリカのロースクールの状況とは、大きく異なる。

⁶ 後藤昭「法曹養成度の岐路」法律時報 91 巻 9 号(2019 年)132 頁、梶嶋裕之「法科大学院の今後—普通の法科大学院は制度改正にどう対応すべきか」法律時報 91 巻 10 号(2019 年)83 頁。

⁷ 前掲注 6、後藤。

この点について、[一般弁護士 F] は、自分が受けた研修所教育について次のように述べている。

[自分が受けた] 研修所の教育はどうかって言うと酷いもんですよ。話にならんですよ。今でも覚えてるけども、刑事弁護の担当教官は無罪になった事件の話の初めに始めた。お、これは面白そうだったんです。それ一つだけですよ、ずっと最後まで。修習生に配られる刑事弁護の手引きがあります。分厚い手引きです。その中の弁論要旨の見本なんか目を覆います。あんなもので裁判員説得できるかっていったら絶対できないですよ。第一、結論はこうでした、この争点はこうでした、これこれこういう立証がありました、ここはどうのって総花的に、こう大伽藍にするんですね。裁判員裁判でそんなことをやってたら裁判員は寝てしまいます。ケースセオリーっていう考えが全然ないわけですよ。反対尋問とは何かって言ったら、生かすか殺すかなんだと。生かすも殺すもできないとこは聞くなというふうなものすごい単純なことです。ちゃんとなかったのです。だから見ていると酷い尋問、退屈な尋問、何聞いているかわからんというのが、いっぱいありました。被告人がかわいそうなんですけど、あれでは無罪になるのもならないわなど、こういうのがいっぱいあったんです。しかし、裁判官も、次回、ハイって言って2時間やりましょうねって、はい次回と言って、五月雨式に審理して1年先に判決してたから、尋問のひどさがあまり目立たなかったのです。それが刑事裁判の実態。・・・

かつての研修所教育については、[一般弁護士 A1] も次のように述べている。

・・・[私は] アメリカの法廷技術をベースに日本の刑事法廷で活かす弁論技術とか尋問の技術とかそういうものを訓練する場を作ったんですけども、なぜ作ったかという、やはり出発点は、研修所は全然そういうことをやっていない。書面を作ってそれを朗読するという、まるで法廷技術とは違う刑事弁護の技術を教えているんで。・・・

ただし、[一般弁護士 F] は、最近の変化についても述べている。

改善されてないでしょ。それで4年、5年前か、ようやく我々が推薦する人が教官に、刑事弁護の教官に入るようになりました。何年か前からね。〇〇さんという〇〇[県]の弁護士が教官になって一番最初に言ったことは、皆さん、教材の刑事弁護の手引き出してください、これ捨てましょうねって。こんなものは、もう燃やしてくださいって。そこから入る。・・・

そうであるとすれば、日本弁護士連合会は、あるべき刑事弁護教育の維持・発展をめざして、司法研修所に対する働きかけを、一層強化すべきである。

さらに、司法修習生が配属先の地方で弁護士から受ける刑事弁護教育についても、検討が必要である。かつての刑事弁護収集については、以下のような発言がある。[一般弁護士 A1] は、担当弁護士に恵まれたインパクトを語っている。[一般弁護士 G] の発言は裁判官室で見た刑事弁護の実態であるが、修習性の目に触れる刑事弁護の質という問題点を例示するものとして引用する。

[一般弁護士 A1] ……一番大きいのは、弁護士になる前の修習中に実務の指導を受けた先生は、〇〇 [県] の刑事弁護を非常に熱心にやってるような先生で、その先生のところでは修習したんですけど、ほとんど刑事ばかり。民事の修習はほとんど付け足しみたいな感じだったんで、ここで刑事弁護の基本を学んだっていうことですね。……

[一般弁護士 G] …… [修習地の] 〇〇地裁自体が5年間ぐらい無罪出してないみたいな状況でしたから、ほんとにつまんない世界だなと思いましたね。弁護士は毎回、毎回顔が変わってるんですけど、検事はずっと同じ検事がやってて、裁判所も同じ検事とやってて、裁判官室入ってくるでしょ、弁護士さんは毎回お客さんでしかなくて、その弁護士の取り組み方もどれも有効じゃないというか、あんまり有効じゃないと。十人十色で個性はあるんですけども、それでも大したことはやってないだろうって感じが正直なところで。一人、ヤメ判の先生が業過で一生懸命争っておられたんで、重要な見落としをしていて弁護人が、裁判官はそれに気がついてるんですけども、無罪裏付けるちょっとした証拠があったんですけど、それを見落とされて、裁判官は気がついてるんですけども有罪にして。見ると無実には見えなかったんですけど、修習生の目では。これは酷いなと思いましたね。……

法科大学院における臨床教育が消滅する可能性が増しつつある現在、国民に対して弁護の質を保証する責任を負っている日本弁護士連合会は、司法研修所における刑事弁護教育と、フィールドにおける刑事弁護教育を一貫したプロセスととらえて、あるべき視点と技法の教育が全国どこでも受けられる態勢を整える努力をすべきである。

Ⅲ. 高度の刑事弁護を行っている法律事務所の諸類型

続いて、[付表] 掲載の一般法律事務所について類型化を行い、それぞれの特徴を整理する。私が抽出した類型は下記のとおりである。

委員会活動中心タイプ：これは、法律事務所の類型というよりも、弁護士個人の類型である。事件としての刑事事件の比重は低いが、日弁連・弁護士会の委員会活動等で刑事弁護の高度化に制度的に取り組む弁護士。刑事事件からの収入は全く必要としない。＝ [一般弁護士 B]

実務タイプ 1：刑事弁護で実績を有する弁護士が設立した事務所で、単独弁護士。＝ [一般 J]。財政基盤が最も不安定である反面、運営の自由度が最も高いと思われる。いわゆる「ブティック事務所」の一形態に位置づけることができる。

実務タイプ 2：刑事弁護で実績を有する弁護士が設立した事務所で、刑事弁護を担当する弁護士を複数擁する事務所＝ [一般 A] [一般 C] [一般 H] [一般 I]。刑事弁護で最も著名な弁護士のグループで、事務所全体が高度の刑事弁護を行っており、裁判員裁判への組織的対応も自覚的に行っている、いわゆる「ブティック事務所」の代表的存在である。

実務タイプ 3：弁護士複数を擁する事務所が刑事弁護に注力する弁護士の活動を受容している例＝ [一般 D] [一般 E] [一般 G]。[一般弁護士 F] が設立した [一般 F] は、[一般弁護士 F] が刑事弁護に集中することを可能にするために運営されているので「受容」という言葉には該当しないが、組織形態としてはこのタイプに含めることができる。裁判員裁判への組織的対応はまちまちであり、一般的には個人的努力による。

これらのうち、委員会活動中心タイプは、最も問題が少ない。収入源としての実務活動と刑事弁護・刑事手続の改善のための委員会活動への時間配分を、各自の判断で決定することができるからである。将来的課題として考えられる最大のものは、今後弁護士になる者が、刑事弁護の制度的改善への動機づけをいかにして獲得しうるかということである。この課題は、以下で検討する 3 つの実務タイプと共通の問題であって、すでに検討した。

3 つの実務タイプに共通の要素は、中心的弁護士（実務タイプ 1・実務タイプ 2）あるいは当該弁護士（実務タイプ 3）の私選比率の高さである（[一般 D] はやや低い）。このことは、一般法律事務所において高度の刑事弁護を展開するためには、富裕な依頼者が必要であることを意味している。富裕な依頼者の典型的事例は、カルロス・ゴーン氏のようなホワイトカラー犯罪の被疑者・被告人である。それに対して、裁判員裁判の主たる対象は生命・身体に対する犯罪であって、一般的には富裕な依頼者が関与する比率は低いと思われるから

⁸、ほとんどの裁判員裁判は私選事件になりにくいと考えられる。そうであるとする、裁判員裁判でこれらの弁護士が最初から依頼されることは一般的には期待しにくく、国選事件の担い手としては、橋場論文が検討した法テラス常勤弁護士のほか、「ブティック事務所」以外の一般法律事務所の契約弁護士に多くを依存し続けざるをえないということになる。

このように考えると、刑事弁護の将来について、2つの課題が浮かび上がってくる。ひとつは、刑事事件が全体的に減少している中で⁹、「ブティック事務所」あるいは高度の刑事弁護を行っている弁護士が必要とする私選事件をいかに確保するかという問題である。そして、これは、大塚論文が検討した、刑事弁護に注力する一部の都市型公設についても指摘しうる問題である。

もうひとつの課題は、「ブティック事務所」の増加が容易には期待できずないとすれば、「ブティック事務所」に該当しない、まさに一般的な法律事務所の弁護士が担当する刑事弁護の質をいかに高度化するかという問題である。橋場論文で言及されたように、法テラス法律事務所には常勤弁護士支援室が設置されていて、全国の常勤弁護士に対する支援体制が整っており、国選弁護の質的維持の仕組みを伴う組織的基盤として最善の状況にある。しかし、やはり橋場論文が指摘したように、地域によっては地元弁護士会との関係において活動が制約されており、弁護士増員のペースが低下することによって常勤弁護士の新規採用が困難になっており、さらに法テラス自身が刑事弁護から司法ソーシャルワーク等の活動を重視する方向に転換しつつあるために、国選弁護の担い手としての法テラス常勤弁護士の比重が今後増加すると期待することは難しい。したがって、一般契約弁護士による刑事弁護の質の向上が大きな課題となるのである。

本稿では、これら2つの課題のうち、インタビュー・データによって具体的に検討することができる第1の課題について検討する。契約弁護士の質の向上という課題は、「ブティック事務所」に該当しない文字通りの一般法律事務所のインタビュー調査を補ったうえで、別途検討の機会を得たい。

IV. 「ブティック事務所」への私選事件確保の方策

⁸ ただし、例外は存在する。朝日新聞2018年11月9日（朝刊）「207日 最長裁判員裁判」を参照。この事件の、殺人・逮捕監禁致死などの罪に問われた被告人は、元パチンコ店経営者で、かなり裕福であったと推測できる。

⁹ 刑法犯について http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_1_1_1_1.html を、特別法犯について <http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/images/full/h1-2-1-01.jpg> を、それぞれ参照（2019年9月23日閲覧）。

前項で示したように、日本で最高水準の刑事弁護を提供しているのは私が「ブティック事務所」と性格づけた、実務タイプ1・2・3に分類される事務所あるいは弁護士である。それらに共通の要素は私選事件の比率の高さである。したがって、今後も「ブティック事務所」や刑事弁護に注力する都市型公設事務所が存続し、さらに増加するためには、私選事件を安定的に、かつより多くの獲得する仕組みを開発しなければならない。

現在の実務で私選事件が得られるルートについて、[一般弁護士 F] は、次のように述べている。

問：・・・犯罪発生件数そのものは減ってるという背景はあるにしても、また依頼者の重要な部分であったヤクザの人たちが貧困化してるっていうのはあるとしても、こういう形態の刑事事件に非常に集中している事務所は、存続の可能性がまだあるということですか？

弁：と思いますけども。インターネットで宣伝して集めるというタイプか、それとも人づてに依頼がくるということでしょう。ただ、人づてというのはルートが狭いんです。ヤクザがいろいろお金を稼いでた時っていうのはそのヤクザのルートがけっこうあるわけですが、素人の人にもつながっている。日本のヤクザはご存知の通り、ものすごくファジーなところがあって、元々一般の社会にちゃんと顔を出して看板まで上げて、お祭りには顔出して、隣近所の人と一緒にやってた、そういう世界です。見えない闇の中でうごめいている人たちというのとはぜんぜん違ってた。社会に顔出してる。暴対法でそれはどんどん叩かれてはおるけども、そういうのがけっこうあるわけなんです。そうすると、ヤクザが自分の事件で一生懸命やってくれたら、つながりのある素人を紹介してくれる、こういうルートがあったんです。それも減ってるという感じがします。だからインターネットでという・・・

問：その方向は考えますか？

弁：いや、考えません。あれでは[依頼者は弁護士を]選別できないですからね。こういうので保釈とりましたと言って宣伝しているのを見ると、何を言ってるんだと思います。これ不起訴になりましたという宣伝もあります。不起訴になったのはいいんですけど、そんなの[不起訴が当然で]弁護人の力じゃない。そういうので優れた弁護をしてくれるかどうか区別がつかないです。選別できないでしょ。

この発言は、2つの検討課題を示唆している。ひとつは、これまでの私選事件獲得のルートは、すべてがヤクザではないとしても、なんらかの既存の人的ネットワークに依存しており、その範囲は狭いということである。[付表]に要約した発言が示すように、その人的ネットワークには他の弁護士も含まれるわけであるが、それも、主として周囲の弁護士界に限定さ

れており、その境界を越えて社会全体と結びつきうるようなネットワークではない。もうひとつの問題は、インターネットの利用で現在の境界を越える可能性は認識されているが、自らその可能性を試す意思はないということである。

この点に関連して、村岡啓一は、一般市民に向けて、以下のように述べている¹⁰。

わが国でも弁護士の広告が解禁されたので、インターネットで自称「刑事専門弁護士」を見つけ出すことは難しくない。しかし、わが国では公的な専門弁護士認定制度を持っていないので、インターネットで得た情報が「有効な弁護」を提供してくれる「有能な弁護人」を表示している保証はない。・・・最も信頼の置ける方法は、実際に刑事弁護の恩恵を受けた当事者からの口コミということになる。しかし、この口コミ情報にアクセスすること自体が困難なのである。以下は、私ならばどうするかといった観点からいくつかの代替策を提示してみよう。

①テレビや映画のドキュメンタリーで紹介された弁護士に連絡をしてみることに。

・・・

②刑事弁護フォーラムに参加している弁護士に連絡をしてみることに。

・・・

③各単位弁護士会の刑事弁護人推薦リストに掲載された弁護士に連絡をしてみることに。

・・・

しかし、①に該当する弁護士はきわめて少数であり、全国各地でコンタクト可能ということにはならないであろう。②は基本的に弁護士のための組織であって、一般市民への弁護士個人の紹介は行っていない¹¹。③については、弁護士会のウェブサイトには弁護士相談窓口の記載はあるが、弁護士個人の刑事弁護関係情報が載っているわけではない¹²。

これに対して、「ブティック事務所」あるいは都市型公設が、一定のピアレビューのうえで個々の事務所あるいは弁護士の紹介を行っているサイトがある。刑事弁護リーダーズネットワークである¹³。これは、「弁護士が選ぶ刑事弁護人」と題して、「選定委員会による審査」を経て承認されたという6つの法律事務所と、11人の弁護士が紹介されている。まったくの偶然であるが、我々が訪問した4つの法律事務所と3人の弁護士が含まれており、いわば

¹⁰ 前掲注2, 110-112頁。

¹¹ <http://www.keibenforum.net/> (2019年9月23日閲覧)。「弁護士以外の方へ」というページは刑事手続の説明であり、「会員からのメッセージ」というページは工事中である。

¹² たとえば、東京弁護士会について

<https://www.toben.or.jp/bengoshi/soudan/taihokeiji/bengoshi.html>, 函館弁護士会について

<http://hakoben.or.jp/touban> (2019年9月23日閲覧)。

¹³ <https://www.keijibengoleaders.net/> (2019年9月23日閲覧)

「熱心弁護」に取り組む法律事務所あるは弁護士のネットワークになっている。

このサイトで興味深いのは、「弁護士はどうやって刑事弁護人を選ぶのか？」というページである。そこでは、誤った選び方として、以下の記載がある。

弁護士が刑事弁護人を選ぶときに、「インターネットで検索順位の高い事務所に依頼しよう」と考えることはまずありません。広告宣伝のうまい事務所が、刑事弁護の実力がある事務所とは限らないことを、弁護士は職務上の経験から当然に知っているからです。

インターネット上で、取り扱った事件の件数を掲げて「多数の実績」があることを大々的にアピールする法律事務所のウェブサイトをよく見かけます。しかし、現実の事件には、1件1件それぞれ固有の特徴があり、最良の結果を得るために何を優先するかも当然に異なります。

また、同じ「1件」でも、依頼を受けて数日で終結する事件から、判決まで何年もかけて争い続けてようやく成果をあげるという事件もあります。ですから、弁護士であれば、インターネット上で「執行猶予が〇件」などという数字だけの「実績」を強調することにそれほど意味があるとは考えません。そのような数字だけの実績であれば、流れ作業のように事件を次々処理していただくだけでも十分に達成できてしまうからです。

自分や自分の大切な人が、突然逮捕された、刑事裁判にかけられた、そのような場合に、少しでも早く弁護士を頼みたいと考えるのはごく当然のことです。そして、少しでも早く刑事弁護人を選任すべきであるということも間違いありません。しかし、気を付けるべきは「早ければ誰でも良い」ではないということです。インターネットは非常に便利であり、弁護士をすぐに見つけることはとても簡単な時代になりました。しかし、インターネットだけを頼りにして「すぐに見つかる」弁護士を刑事弁護人として選ぶことは危険です。例えば、以下のような特徴がある法律事務所の場合は慎重に検討して下さい。

1 事務所所属する弁護士の構成が、極端に、新人あるいは勤務年数の浅い弁護士ばかりに偏っている。

・・・

2 多数の「支店」を開設しており、新人や経験年数の浅い弁護士のみを配属させている。

・・・

3 接見回数に限度を設ける契約内容を採用している。

・・・

4 「保釈保証金の〇パーセントを保釈獲得の報酬とする」という契約内容を採用している。

・・・

他方、自らについては、「刑事事件に強い」とはどういうことか」と題して、次のように述べている。

刑事弁護の能力には、弁護士にも「ピンからキリまで」の差があるというのが、弁護士自身の偽らざる実感です。

インターネット上には、「逮捕に強い」「示談に強い」「性犯罪に強い」「迅速に動きます」と、様々な宣伝文句が並んでいます。しかし、逮捕された依頼人の弁護や、示談などはごく基本的な弁護人の役割です。また、特定の犯罪類型の弁護が得意であるということは、ほとんど考えられません。迅速に動くのは重要ですが、これも当たり前のことです。

ビジネスのための単なる宣伝文句ではなく、本当に刑事弁護に強い弁護士を探さなければなりません。刑事事件に強い弁護士とはどういう弁護士でしょうか。

1 裁判員裁判に積極的に取り組む

・・・

2 国選事件や困難事件に積極的に取り組む

・・・

3 弁護士会の研修等に積極的に参加する

・・・

まさに、「熱心弁護」に取り組む弁護士たちの姿勢が具体的に述べられている。

しかし、たとえば「刑事弁護」というキーワードでネット検索すると、このサイトが上位に登場するわけではない。上位に登場するのは、次のような表現で依頼者を勧誘する事務所である¹⁴。

「刑事事件に強い元検事弁護士なら|加害者向け年間相談 2000 件超。刑事事件に強い元検事弁護士が強力弁護。24 時間 365 日受付/無料相談実施中」

「東京で逮捕・勾留・起訴されたら|東京の加害者弁護・刑事事件。刑事事件の弁護士が 24 時間 365 日即日対応。まずは無料相談だけでも OK! LINE 予約可」

「刑事事件に強い弁護士に相談|刑事事件の専門家検索。刑事事件で逮捕されたらすぐに弁護士に。全専門家が初回相談料・通話料無料」

¹⁴ 2019 年 9 月 15 日に検索。

インターネット利用という手法は刑事弁護リーダーズネットワークも同じであるが、初回相談無料、365日対応、さらにはLINE予約といった形で、敷居を取り払う努力をして明示している。それに比べると、刑事弁護リーダーズネットワークの記載には、そのような努力が見られず、いわゆる「上から目線」を感じざるをえない部分がある。

実際、我々がインタビューした弁護士たちの中には、インターネットで集客するタイプの法律事務所を批判する者が多い。すでに引用した〔一般弁護士F〕は、誰がやっても同じ結果が得られるような事件について、あたかも自己の能力と活動の結果であるかのように吹聴することに対する批判を行っているが、他の弁護士からも、下記の批判が聞かれた。

〔一般弁護士A1〕・・・インターネットで刑事専門っていっただけで、そこにごそつと行っちゃうって現象はまだあるし、現実にあると思います。そういうところが非常に立派なホームページをお金をかけて作っている。立派なのでそこに依頼してたくさんお金を払って、あまりちゃんとやってくれないのでうちに来たりってというのが、実はあるんだけども・・・だからある意味消費者被害的な部分も無きにしも非ずだったんですけども。ただ問題は彼らがじゃあ僕らがやってるような否認事件とか、やるかっていうことなんですよ。多分やってないと思うんです。そういう事件は他に回すか、あるいは否認させない、認めた方がいいみたいになっちゃってる可能性はどうやらあるかなってちょっと思って、そこが問題などこだと思うんですけど。若い弁護士が、あまり経験がない弁護士が、自分が刑事専門だって言うことは、消費者被害に繋がるんだけども・・・ただ、あまり実態がわかっていない。年間だって1000件とかやってるわけでしょ、そういうところはね。1件1件、単純な覚せい剤の所持とか痴漢とかの認め事件とかそういうのをぐるぐる回してやってるんだらうって印象は持ってるんですけど・・・

〔一般弁護士G〕あれはちょっとどうかと思いますけどね。・・・あと、なんかよく出てる・・・〇〇法律事務所。ヤメ検の弁護士。よくあそこで崩れた事件が私のところにくるんですよ。めちゃくちゃなんだよな。確かに元検事のことだけあるなど感じさせるのもあるんですけど、なんというか金の取り方とかめちゃくちゃなんですよ。依頼者、刑事事件の依頼者が被疑者・被告人の場合、あるいはその親族の方ってすごく慌てふためいてますから、ああいう広告に飛びつきやすいんじゃないかなと、推測ですけどね。・・・

〔一般H〕・・・例えば〇〇〔法律事務所〕とかね。やってることってあんなにお金もらえることしてるのかって思いますけど。

問：しかし、それは払える依頼者がいるってことですよ？どうなのでしょうね？

弁：あれはね、知らないから払うんでしょう。

問：そういう人たちを例えばこちらの事務所に引き寄せるっていうことは考えないわけですか？

か？

弁：考えてない。

問：それは社会的には大きな損失だと思えますけど。

弁：そんなにできるのかなって思って。・・・でもそういう事務所いくつかありますよね。これだけ成果が出ましたよって言うて。たぶん被疑者段階で痴漢で捕まった人、こうして不起訴に持ち込みました、不起訴獲得しました！とかってバーンって書いてありますよね。僕らから見たら、いや確かに一応頑張ったんだろうとか、でもこんなの当たり前じゃないかとか、確かにこれはすごいかもしれないかと思うことはありますけど、いちいちそれを書いて宣伝するのってもうしんどいなとかってのもあるし。

・・・

弁：・・・でも知らないからって行って無茶苦茶な報酬規定作って、それで契約してるからそれくださいって言うのは、ちょっとそれは暴利行為もいいとこじゃないかなって。無知につけこんでいるっていう。

問：・・・そういう人たちを適正な報酬で代理してくれる事務所に誘引する方法を考えたらいいんじゃないかと思えますけど。

弁：そんな方法ってあるんですかねえ。だって、皆さん初めて弁護士にお会いするとしたら、今はホームページ見ますよね。そしたらホームページが、ちゃんと見てくれが良くて、その成果も書いてある。そしたらそっち行きますよね。僕らからしたら、なぜこんなとこ行くの？っていうか、こんなの別に大したことないじゃない。一緒に事件やってね、なんでこんな[若い弁護士]が・・・刑事専門を標榜してこんな[成果を]獲得しましたとかって言うて、見ると上の方に載ってるわけじゃないですか。インターネットの上の方、検索すると上位に、仕組みがあるらしくて。そういうとこに行くでしょ。そういう仕組みに僕は乗っかるのも嫌だし。自由競争だからある程度しょうがないんだけど。

[一般弁護士 K1]・・・接見1回行くごとにいくらで。一見安そうなんだけども累積していくとかなりの金額になって、結局過大な広告してるなという印象もあります。それとさっき言ったように、私たまたまなんですけど、それに近い事務所の弁護士から頼まれて一緒にやったことがあるんですけども、無罪を争ってる事件でどう転んだとしても執行猶予の事件なんです。公務執行妨害なんですけども。それで、そしたら無罪の時の報酬は決めてました。だけど、有罪でも執行猶予ぜったい確実だって思ってたんでそれは決めてなかったんですけど、ただ求刑1年6ヶ月が10ヶ月に減刑された上での執行猶予だったんです。そしたら減刑報酬しっかり請求されててトラブルになってました。

・・・

着手金はこんなんだけど、接見 1 回行くごとにいくら、保釈になった場合にはいくらとか結構
累積していくとそれなりの金額になっていくんですよ。

...

その弁護士が言ったんです。僕に「減刑になった時の報酬規定してなかったんですか？」って。
「だって、こんなの确实じゃないですか」って言ったら、「そしたら仕事にならないでしょ」っ
て言われたんです。そういうふうによっぱり、そんなことって思うようなところでお金をとる
システムとして、ビジネスモデルが作られてるんだなと思いました。

[一般弁護士 K2] 思い出しました、〇〇 [法律事務所] で最近ありましたね。受任には私至らな
かったんですけど、法律相談です、〇〇県の青少年育成条例違反の事件があつて、さらに
売春法のあつせんがつくかどうかで事件があつたんですね。その方が在宅で捜査を受けてい
て私に法律相談に来て、その時に「着手金いくらですか？」って聞かれたんで、「50 万かな」っ
て答えたんですね。そうすると「高いっ」ていうふうに言われて、「ちなみに他のとこはもっと
安かった」って言ったので、「他のとこってどこ行ったの」って言ったら、3 つぐらい回ってる
んですね。そのうちの 2 つは 40 万、40 万で、どうも私が一番高かったみたいですけども、も
う 1 つが〇〇で着手金 20 万って言われたそうなんです。安かったけども、「預かり金を最初に
100 万預かります」ていうふうに言われたって、言っていました。

[一般弁護士 E4] 実は私たちの〇〇の副委員長やってる弁護士の 1 人は、そういう大きな事務所
の中の刑事部門の責任者をやっていて、ここは主に私選でインターネットで刑事弁護をたくさ
んやる、刑事だけをやってるって人がいます。

...

かなり評価は分かれると思います。その方はすごく熱心にやっていて、誠実に仕事をしてる人
だと思います。ただ、そういうモデルでやってる同種の事務所の中にはかなり評判の悪いとこ
ろもある。これが結局人によってしまうというのが率直な印象です。

[一般弁護士 E1] 私も、最後は弁護士個人だと思いますね。念頭に置かれている事務所はだいた
いどこかわかりますけども、業界内の評判は非常に悪くて。悪い評判の中には、まさに不適切
弁護を的確に指摘するものもあれば、やや新しいものに対する拒絶反应的要素もあると思うん
です。一つ一つ見てみると、確かに弁護活動そのもの、あるいは報酬の取り方、依頼の受け
方や報告が適切でない事案もある・・・全体で見ると、ちゃんとしてる人の割合っていうのが
どのぐらいかっていうのは、あまり楽観視はできないですね。

[一般弁護士 I] [そのような事務所が] 単純に重大困難事件をやりたいと思ってるかどうか。そ
こにやりがいを見出して積極的にやりたいと引き受けてるか、そこですね。

問：〇〇的な事務所はそこはやらない？

弁：やらない。まあ、やれないですよ、コスト的には。

・・・

弁：・・・例えば捜査弁護で着手金 30 万で受けて、示談して不起訴で終わって報酬 30 万もらったら、20 日で 60 万貰えるんですよ。例えば裁判員で 100 万貰っても、それが 1 年半かかるとなったら全くペイしないですね。・・・むしろ〇〇がやってるように、痴漢とか微罪で 20 日のできる限り終わる、起訴されずに終わる、起訴されても 1 回で終わるので取る方が圧倒的に経営って意味ではいいですよ。

問：しかしそういう形態ではやりたくない、そういう考えでやっておられる？

弁：そうですね。

・・・

弁：だから〇〇とかとは正直僕は競合しないんですよ。やろうとしてる事件がぜんぜん違うので。

[一般弁護士 D1]・・・[自分は] 万引きしました、頭下げて謝りに行きます、示談して釈放の手続きを取りますっていうことにだんだん心が引かれなくなってくる。・・・刑事弁護やりますと、でその中できちんと研鑽を積んでスキルアップしていきますって前提でインターネットを使って客を集めるのは、経済活動としてご自由にどうぞって感じですけど、僕が仕事をあの中に入れてできるかっていうとたぶんどっかで辛くなるんだろうなって気はしますね。

このように見てくると、批判のポイントは、争いうる事件でも争わずに短時間が終了させようとする傾向、誰が担当しても同様の結果になると思われる事件の結果を自分の活動の成果であるかのように吹聴する傾向、相談料無料や低額の着手金といった形で入り口の敷居は低い、手続の各段階で細かく報酬を要求して最終的には予想外の高額となる報酬請求などである。また、認め事件を短期間で処理して収入を確保するという実務に自分はやりがいを感じないという反応も見られる。

他方、積極的に支持するわけではないが、肯定的結果も期待できないわけではないという見方も存在する。

[一般弁護士 A1] ただね、じゃあそれが絶対的に悪い現象なのかって言ったら僕はそうじゃない感じもしますね。やはり刑事専門をうたって手を挙げて、人が来て、やっぱり他の人よりもたくさんやるわけですから、ちゃんと技量はアップするわけですよ。・・・しかし、じゃあ、その人たちが何年かやった時にどうなのかっていうと、僕はそれは悪いことではないのかなってちょっとは思っています。・・・それはそれなりに罪はないっていうか害も無いのかなとは思

いますけど。

[一般弁護士 K2] ただ、それで弁護士が食えるならそれでもいいって考え方ありますけど、はたしてそれが依頼人のためになるかというとまた別問題でしょうね。

[一般弁護士 E1]・・・きちんとした弁護活動をしている弁護士もいる。そういう人たちにとっては、たくさん事件が集まってきて経験を積むことができるわけだから、彼らが1件1件誠実にやることは、積極的に評価できる。

結局のところ、我々がインタビューした弁護士たちが、インターネットの有効性をある程度認識しながらインターネット利用に積極的ではないのは、現在インターネットを積極的に利用している弁護士たちの実務形態に対する批判が大きな理由となっており、それらと同じようにインターネットを採用することには心理的抵抗が大きいからであるように思われる。同時に、現状の事件負担が上限であって、これ以上に事件を引き受けることはできず、また必要もないという理由もあると推測される。

しかし、現状のまま放置すれば、依頼者獲得の効果が明白な方法の活用を、不十分な弁護で不合理に高い報酬を得ている弁護士たちの独占に委ねることになる。そして、自分たちと同様に「熱心弁護」を志している後進が安定的に顧客を獲得する方策の開発を妨げることにもなる。

したがって、たとえば基本的に否認事件の「熱心弁護」を目指す弁護士たちが大同団結して全国ネットの弁護士法人を結成し、各地でベテラン弁護士の指導の下で若手が比較的類型的な認め事件の私選を担当して事務所経営を下支えし、その過程でより困難な事件への担当能力を高めていくという形態の実務が構想されてよいであろう。頻繁な更新など、ウェブサイトの管理には一定の能力を有するスタッフを抱える必要があるから、そのためにもある程度大規模である必要がある。そのうえで、最初のアクセスへの敷居を引き下げ、暴利とならない程度に細分化された報酬制度を適用する、といった事務所経営を行うことが考えられる。弁護士の収入と所得を検討した上石論文は、刑事弁護報酬の市場という興味深い論点を提起しているが、現状では、我々がインタビューした弁護士たちの多くは、私選弁護依頼者の多くが許容可能で、現在のインターネット活用型法律事務所が要求する報酬と競争可能な水準よりも低い報酬しか得ていない可能性があるように思われる。

繰り返して述べれば、現在ネット利用で集客している法律事務所の事件処理や報酬請求が許容できないからといって、現状のまま放置したのでは、不十分な弁護と法外な報酬による消費者被害を解消することはできないし、自負する高度な刑事弁護をより多くの人々に提供することはできず、自己のような高度の刑事弁護を維持・発展させるための経済的基盤も展

望できないと思われるのである。

V. 今後の調査課題

以上、2018年5月から2019年1月にかけて行った一般法律事務所のインタビュー調査に基づいて、刑事弁護への動機づけ機会の新たな確保という問題と、「熱心弁護」に取り組む法律事務所あるいは弁護士への私選依頼者の獲得方策の開発という問題を検討した。一般法律事務所のインタビューは、法テラスおよび都市型公設事務所とともに、2019年1月以後も継続しているので、近い将来に新たなデータを追加したうえで、さらに分析を深めたいと考えている。

それとともに不可欠なのは、「熱心弁護」に取り組んでいるという意味の評価があるわけではないが、国選弁護事件を中心に大多数の刑事事件を担当している、文字通りの一般法律事務所における刑事弁護の状況に関するデータの収集である。このカテゴリーの法律事務所あるいは弁護士はきわめて多数であって、我々が物理的に実施可能なインタビュー数では、「ブティック事務所」以上に代表性が低いデータしか得られないであろう。そのため、全国弁護士のサンプルに対するサーベイ調査も併用して、全体的状況の把握に努めることも検討すべきであると考えている。

そして、もちろん、本稿におけるデータ分析の結果として、法テラス契約弁護士の質的向上の仕組みを検討するという課題が浮かび上がってきた。それについては、刑事法律扶助制度を有する外国との比較検討や、質的向上のために契約弁護士数が制限された場合に、弁護士過疎地を多数抱える日本の多くの地域で国選弁護担当者が不足するのではないかといった、現実的な課題も検討すべきであろう。

これらの課題が近未来に残されたことを確認して、本稿を閉じたいと思う。

付表：一般弁護士データ総括表（修習期順に配列）

(2018年5月12日～2019年1月25日の間に訪問；東京・大阪・福岡)

修習期と終了年：20期台＝1+968～1977年；30期台＝1978～1987年；40期台＝1988～1997年

50期台＝1998～2006年（52期・53期は2000年）；60期台＝2007～2016年

（注1）事務所の所属弁護士数や、売上・所得の金額は幅をもたせた概数。

（注2）要約引用に挿入した「；」は異なる質問に対する回答の区切りを示す。

事務所 略称	弁護士数	事務所全体の刑事担当の程度	面接弁護士数	
中心面接弁護士略称		当該弁護士の刑事弁護比率	同左私選・国選比率	修習期

一般 F	6～10 人	1 人以外はイソ弁で民事も担当	1 人	
一般弁護士 F		刑事のみ。面接時は 14 件。うち裁判員公判 1 件。同時に 1 件以上はできない。	私選のみ	20 期台
刑事弁護への 動機・経緯		イソ弁時代のボスが自分で担当しない事件を回してきて、次第に刑事事件が増えた。ボスが刑事事件をたくさんやっていて、誰でも引き受ける人だった。それで、友人から紹介された刑事事件を引き受けていったら、どんどん増えていった。自分は特別に刑事を一生懸命にやろうと思ったわけではないが、刑事を嫌がらなかったから、刑事を担当しない弁護士からの紹介が増えた。独立してイソ弁を採用してから刑事に専念した；最初は冤罪をやりたいと思っていたが、次第に、どんな奴でも弁護するのが弁護だろう、冤罪は付録だと考えるようになった。一番多いときは、刑事事件を同時に 40 件ぐらいやっていた；どんな人でも弁護している中で刑事裁判や憲法の理念を考えるようになる。アミューズという意味ではなしに面白い。民事はトライアルがない。刑事は裁判員以前からトライアルがあった。トライアルがあるからエキサイティング；最初から人権を何とかしたい、弱い人を救いたい、冤罪をなんとかしたいかと思って弁護士になったわけではない。労働事件をたくさんやり、薬害、公害なども担当して、刑事事件にも優れた弁護士に出会って、ものすごく刺激された。		

一般法律事務所における刑事弁護の状況と今後の課題

裁判員裁判への態勢	事務所のイソ弁が受けようとしてもなかなか当たらない。全体の件数自体が少なく、減少。
国選受任	所属弁護士会の刑弁委員会から依頼された特別案件のみ
私選受任	依頼が来て減らない。定期的に紹介してくれる弁護士の友人がいる。ルートのは半分はつねに弁護士。
私選報酬	捜査段階からやる場合、着手金は基本的に 50 万円。起訴・追起訴で加算、あとは実費；不思議なことに、1000 万以上払ってくれる人が毎年来た。それがないとここまで続かない。
売上と課税所得	売上の 7 割は刑事。事務所の売上は 4000 万～7000 万。経費約 8 割（イソ弁・事務員の給与がほとんど）。
研修・委員会	まともな刑事弁護士を育てなければいけないというのは、ものすごく思っている。一番大事な仕事のひとつだと思っている；弁護士会の中で、かなり早い段階から、刑訴法改革や裁判員制度に関する活動をしていた。死刑に関心があり、委員会に入ったり、一生懸命考えて文章を書いたりしている；以前に法科大学院教授を務めており、現在は医療関係の大学の講師。医療刑事事件に関する研究会に入っている；弁護士会での本籍は刑事弁護委員会で、もうひとつは法廷弁護技術。全国各地へ何回も行った。2008 年にはアメリカの NITA から講師を呼んだ。研修を受けた若手から講師を育てている；死刑弁護 PT だけは全部出席してきた；裁判員裁判における法廷技術はどうあるべきかを散々研究・研修してきて、それを実践している。

一般 A	5～10 人	全員刑事も担当	2 人
一般弁護士 A 1		時間の 8～9 割。売上の 7 割。	私選ほぼ 100% 30 期台
	刑事弁護への動機・経緯	弁護士になろうとしたとき刑事弁護のイメージしかなかった。問題点を認識したのは弁護士になってから。	
	裁判員裁判への態勢	大きな裁判員裁判と他の刑事事件や顧問先民事事件が同時進行する場合、一緒に担当している若手弁護士に全部割り振って、メールやビデオ会議で打ち合わせをする；所属弁護士が同時に複数の裁判員裁判を担当する場合、公判前手続は同時進行しても公判は異なる日程になるので、公判が重複しないようにやりくりする；裁判員裁判は件数は少	

	<p>ないが、1 件ごとのボリュームが大きい。大きな事件では、一般事件の 10 倍や 30 倍になる。特に公判が始まる 3, 4 ヶ月前はその事件に集中するから、収入が途絶える。終わってしばらく経ってから報酬が出る。国選で大きな事件をやるのは、相当きつい；所属弁護士が同時に複数裁判員裁判を担当する場合、やりくりは難しいが、同時進行で公判前手続を行って、公判を先に押さえたほうが先行する。</p>
国選受任	<p>国選は少数だがある。第 1 に、弁護士会の裁判員向け国選名簿に登録されているので、若手が受けた大きな事件のサポートを回してくる。第 2 に、若手が裁判員裁判や難しい否認事件のときに二人目に入ってほしいと言ってくる。</p>
私選受任	<p>私選は原則として複数で受ける。かなりクオリティの高い刑事弁護をやっていると思う。だから私選のお客さんがどんどん紹介で来るようになる。</p>
私選報酬	<p>否認事件が圧倒的で、時間的に際限がなく、時給制では依頼者の多くは対応できないので、フィックスされた着手金と成功報酬というやり方が合理的；ほとんど着手金、日当、報酬ベースなので、2 人でやっても 3 人でやっても同じ；ホームページで公表している報酬基準で一律にやっているわけではなく、そのつど決めている；コストは原則依頼者が払うので、我々の負担になるわけではない。</p>
売上と課税所得	<p>昨年度の自分の売上 5000 万～7000 万，課税所得 500～700 万円。</p>
研修・委員会	<p>もともと法廷弁護士というものに幻想を抱いた結果弁護士になってしまったので、法廷技術に関しては、海外の文献を読んだり、海外の教材を取り寄せたり、海外の法廷技術のプロを呼んで研修をしたり、アメリカに行って彼らと一緒にやったりしてきたので、勉強はずっと続けている。裁判員裁判でどう工夫してその精神を活かすかずっと考えていて、試行錯誤している；日弁連の法廷技術小委員会と東京法廷技術アカデミーで研修を担当している。研修講師に繰り返し呼んでくれるところと、1 回も行っていないところがある。</p>

一般法律事務所における刑事弁護の状況と今後の課題

一般 B	事実上 1 人	時間の 5%未満	1 人	
一般弁護士 B		時間の 5%未満。面接時に 1 件。	国選が圧倒的	30 期台
	刑事弁護への 動機・経緯	<p>弁護士は人権擁護という発想が基本的にあつて、人権擁護で一番自分に合ったのが刑事弁護。実際にやってみると、被告人を人間と思わない裁判官や弁護人がやっていることに不当に介入する裁判官に出会った。人を変えなければいけないと考えて陪審制に関心をもった；個別事件というよりも弁護士会活動に。自分のような例も結構いると思う。</p>		
	裁判員裁判への 態勢	<p>1 週間の裁判員裁判が年に数回なら対応可能だが、1 ヶ月要する事件が何回もあると大変。しかし、事件数が減っているから、当番になっても回ってこない。</p>		
	国選受任	<p>自分は国選が圧倒的。所属弁護士会は当番制。当番の中から具体的に選ぶ仕組みは知らない。普通の事件、裁判員、障がい者刑事弁護などの名簿がある。所属弁護士会では年間の件数制限がある。30 か 40。</p>		
	私選受任			
	私選報酬	<p>私選がもしあれば、かつての日弁連報酬規程と同じ。</p>		
	売上と課税所得	<p>売上年間 2000~3000 万円。課税所得数百万あるかないか。</p>		
	研修・委員会	<p>日弁連の刑事弁護センター、取調べ可視化本部の役員、検察審査会ワーキンググループの役員。日当はなく交通費だけ出る。所属弁護士会の刑事弁護委員会と取調べの可視化本部の役員；会務活動が時間の半分以上；かつては法廷技術小委員会に入っていて、2 年ぐらい前まではかなり実働的にやっていたが、最近は若い人や自分よりたくさんやっている人が出てきたので、いまはほとんどやっていない；日弁連嘱託を 8 年間務めたほか、最高裁の規則制定諮問委員会の委員も務めた。</p>		

一般 C	5~10 人	全員刑事も担当	4 人	
一般弁護士 C 1		事件の時間の 5 割が刑事；委員会も入れたら 7 割；常時 10 件ぐらい	国選が回ることはほとんどない	40 期台

<p>刑事弁護への 動機・経緯</p>	<p>刑事弁護士になりたいと司法試験を受けた。純粹に刑事は面白いと思っていた。免田事件の再審開始決定が出て、再審を勝ち取った弁護士がヒーローのように描かれていた時代。最初に入った事務所で、上のメンバーが全部刑事は僕に振る形になった。はじめの1年間は毎日接見ばかりやっていた。</p>
<p>裁判員裁判への 態勢</p>	<p>裁判員裁判はみんなバラバラに。事務所で支える発想はあまりない；(別の弁護士)裁判員裁判があっても民事事件が滞らないように、できるだけ二人で担当；裁判員裁判となれば何人かでチームを組むことが多い。今までは気合で乗り切ってきた。</p>
<p>国選受任</p>	<p>裁判員裁判は国選が非常に多いが、若手に行くからか、ここ数年自分には回ってこない；所属弁護士会は多重に取ることを、基本的にあまり好ましくないと制限している。数年前まで、即独の人や軒弁の人が、他の人の割り当てをもらって年間50回も当番やって、何件も受けるという例があった；所属弁護士会には、裁判員対象事件、障がい者・障がいの疑いがある人、少年事件などの専用名簿がある。裁判員対象事件は、専門研修を受けて要件を満たした人だけ。</p>
<p>私選受任</p>	<p>同期で刑事事件を定期的に行っている弁護士は限られている。同期の弁護士からの紹介が非常に多い；民事も訴訟案件が多いが、それはあくまで収入のため。刑事の片手間に民事をやっている；刑事の依頼者の9割が否認事件で、すごく手間がかかる；元の依頼者からの紹介もあるし、リピーターのようにまた捕まったというもある；紹介者があるときに断った経験は記憶にない。</p>
<p>私選報酬</p>	<p>公表している報酬規程どおりにはあまりいかない；それなりにいただくことがあるのは、企業的な事件で、企業全体が問題になっているような事件；全然どれぐらい時間がかかるか読めないものは、タイムチャージでやれない。刑事はタイムチャージでやれない。全部着手金・報酬方式；着手金は30万と消費税と実費で35万円というのが、ほとんど。すこしややこしそうだったら50万。</p>
<p>売上と課税所得</p>	<p>事務所全体の売上は昨年8000万～1億2000万。うち6割ぐらいが固定経費；自分の所得は1300万～1800万；刑事事件の収入が時間あたりでずっと少なくなるのは、やむを得ない。そんなもんだとしか思っていない。</p>

一般法律事務所における刑事弁護の状況と今後の課題

研修・委員会	日弁連の刑事弁護センター，国選本部，取調べの可視化本部，SBS（乳児揺さぶられ症候群）対策チームの役員；刑弁センターの研修責任者；最高裁の刑事訴訟規則制定委員会に2回参加。最初のときは，最高裁事務総局刑事局に裁判員裁判をしっかりとやるという意図が感じられた；コロラドでNITAの研修を受けた。刑事弁護研修の講師として各地に行った；全共闘世代の30期台や，ロースクール組の60期台に比べて，40期台は委員会活動に冷たい。
--------	---

一般 G	21～30 人	1 人以外はほとんど刑事なし	1 人
一般弁護士 G		時間の 80%，売上の 9 割が刑事；ほとんど公判，しかも二審。	全部私選。一審から来てほしい。 40 期台
刑事弁護への 動機・経緯		学生時代に『誤った裁判』という本を読んだ。公安警察につけられた。受験科目で刑訴が一番面白かった。平野「絶望」論文を読んだ。修習の実態を見た。松山事件などの本を読んで，どんどん関心が広がってのめり込んだ；学生時代にセツルメント活動をやっていたので，労働事件への興味のほうが先だったが。	
裁判員裁判への 態勢		事務所としてはない。自分で工夫する；裁判員対象事件の二審が多い。争っていたけど負けてしまって，日本の刑事裁判がこんなに酷いとは思わなかったと言いながら依頼に来る；裁判員対象事件ではとくに，一審の公判でもっとやっておいてくれればこんなに苦労しないのにとすることがある。	
国選受任		国選はあまり受けられない。拾いに行ってもない。	
私選受任		他の弁護士からの紹介や元裁判官の紹介がある；弁護団参加の依頼が結構ある；着手金が非常に高く，おまけにタイムチャージという事務所ので崩れた事件が来たことがある。	
私選報酬		日弁連の旧報酬規程を使っていたが，難解な事件の着手金や無罪報酬はかなり引き上げた；無実だと思えば資力がない人の依頼も受けるが，なんだか変だなと思ったら受けない；ほんとに無実かどうかは究極のところはわからないので，真実味がある程度感じられれば受任の方向；経費，鑑定費用などは依頼者の負担；支援団体のカンパ金が集まることもある。	

売上と課税所得	事務所全体の売上は3億～5億程度あったと思う。
研修・委員会	研修の講師を依頼されたことはない；日弁連の全国冤罪事件弁護団連絡協議会に参加；自由法曹団，イノセンス・プロジェクト・ジャパンの会員；齢を取るごとに制度改革，政策提言，立法運動への関心が高まって来た。刑訴法の大改正案を立法したい。一点集中するとすれば，証拠開示。捜査過程の全記録化と全証拠開示，警察から検察への記録の全部送付義務。

一般H	3～5人	1人以外は刑事も担当；事務所の売上の6～7割刑事	1人
一般弁護士H		時間の8割が刑事。面接時，捜査・地裁・高裁で7件再審請求1件。	全部私選 40期台
刑事弁護への 動機・経緯		<p>現在の事務所は，刑事弁護に特化する目的で設立したのではない。同じ法学部の出身で司法試験同期の弁護士と，発想がよく似ているということで一緒に始めた。そちらの弁護士は，刑事ではなく，嘉手納の爆音訴訟やハンセン病被害者の国賠訴訟などに取り組んでいる；最初裁判官になったが，初任の配属先が刑事部で，弁護人の活動を見て，なぜこんなことするんだろう，なぜこんなことをしないんだろう，自分が弁護士になったらこういうことをしようなどと考えていた。弁護士になってはじめて，こんなことも弁護士にはできない制度になっているんだとわかった。たとえば。起訴直後に弁護士が保釈で面談に来るとき，裁判所は記録を読んで被告人の前科・前歴がわかっているが，弁護士は知らずにやってくる。弁護士が捜査段階で入手できる資料がいかに少ないかを知らずに裁判官をやっていた；家庭の事情で2年で裁判官を辞めた；弁護士になってすぐ所属弁護士会の刑弁委員会の制度研究部会に入った。現行法・現行規則でもこういうことができるんじゃないかということ，刑弁委員会が出している雑誌に書いたりした；僕は検察官がずるいことをするのが大嫌いなんです。検察官は横綱相撲取ってくれなきゃだめだろうと思うんです。ところが，元々の条文自体が，弁護士と検察官を不平等に扱っている。裁判所にある訴訟記録の閲覧・謄写に関する条文など，法律自体が弁護士</p>	

一般法律事務所における刑事弁護の状況と今後の課題

		を信頼していない。そのような制度的な不平等感に対する疑問が（刑事弁護に）興味がわくきっかけになった。
裁判員裁判への態勢		裁判員裁判は誰がやると言った申し合わせはない；裁判員裁判をやるときは他の事件はできないが、それは自己責任。事務所のバックアップはない；面接時に公判前が2件、公判なし。
国選受任		弁護士会に推薦依頼があれば、刑事弁護委員会の名簿から裁判員裁判の2人目で受けるというのはある；面接時では国選なし。
私選受任		他の弁護士からの共同受任の依頼、共犯者のための依頼；拘置所内からの依頼は、過去の経験から受けないようにしている。
私選報酬		たまにお金を持っている人の事件を受けることはあるが、ほとんどない；報酬規程は日弁連の旧規定とほとんど同じ。他の弁護士からの依頼の着手金は少し高いことが多い。
売上と課税所得		法科大学院特任教授の給与と社外取締役の収入がある；弁護士実務の売上は800～1000万。営業収益はマイナス；タイムチャージはしていない。一般的な着手金で捜査弁護をしたら、公訴事実が3つになり、公判前整理手続を10回やり、公判が40回という事件があつて、着手金しか決めていなかったの、国選報酬よりも間違いなく少ない；しかしタイムチャージは依頼者には払えない；長くかかる事件は国選のほうが私選より報酬が高い。
研修・委員会		事務所自体の裁判員裁判研修はない。勝手に個々がやっている；日弁連の刑事弁護センター、所属弁護士会の刑事弁護委員会、可視化の委員会などの委員；法制審の部会委員の経験；所属弁護士会では、新任弁護士は捜査弁護と公判弁護の研修を受けないと、名簿に登載されない；さらに、実演型研修を受けないと裁判員裁判の名簿に登載しない。しかし、裁判員以外は受けられる。

一般 K	6～10人		2人（ただし1人は他事務所）
一般弁護士 K1		面接時は国選・私選各2件	40期台

<p>刑事弁護への 動機・経緯</p>	<p>検察官から弁護士に変わったときは、刑事事件をやる気はなかった。この弁護士会だから国選は一応やるが；たまたま〇〇弁護士と一緒にやる事件があって、〇〇先生から行動をもって弁護の意味みたいなものを見て、それで面白いなと思った。弁護士は（検察官とは）違う観点でやれるんだ、刑事弁護は捨てたものじゃないと思っていると、「一緒にやってくれない？」と事件が入るようになった。最初は年間数件の国選しかなかったのが、件数は多くないがそれなりの重みを持った事件が来るようになった。</p>
<p>裁判員裁判への 態勢</p>	<p>裁判員裁判が来ても事務所として支えるということはない。自分でやる；一緒にやるのは事務所外の若手に頼む。</p>
<p>国選受任</p>	<p>この弁護士会では平等配点。裁判員裁判についてはバックアップ名簿の中から二人目を選任；一人目は特殊な名簿はない。一人目は平等に。なるべく幅広い弁護士が刑事事件をやることによって全体がレベルアップしていくという考え；裁判員裁判はほとんど国選。重大な事件ほど私選ではやれない；重大事件になると3人。</p>
<p>私選受任</p>	<p>たまたま弁護士会の人事の関係で刑事弁護委員長になったりしたので、件数は多くないけれども、それなりの重みを持った事件が来るようになった。私選。この弁護士会では国選をあさることはないので、私選が増えてボリュームが増えるということになる。いまはむしろ減っている。弁護士が増えたのに刑事事件が減っているから；民事ばかりやっている弁護士からの依頼が結構ある。闇雲に電話が来ることもある。ヤメ検という経歴を知って電話がくる。ヤメ検に対する幻想がある。「元検事ということを期待されるんだったらお断りします」と言う。</p>
<p>私選報酬</p>	<p>事務所の報酬規程はある。かつて存在していたものと同じ。その通り請求できず、安くなる。刑事は基準があつてないようなもの。着手金が、シンプルな事件で30万、ちょっとしたところで50万というところ。執行猶予の報酬などはもらっていない。財政事件、贈収賄、背任、脱税などは私選でやる。</p>
<p>売上と所得</p>	<p>全員で年間売上1億は当然超えると思うが、他人の懐は知らない。経費の分担だけする；一番若い軒弁は経費負担がないが、給料もない；</p>

一般法律事務所における刑事弁護の状況と今後の課題

		自分の個人としての売上は 1800~2200 万ぐらい。課税所得は 6~900 万。
	研修・委員会	裁判員裁判の一人目は最初の研修を要件としているだけ。刑事事件一般の研修。最初の研修を受けて、一定程度の具体的事件について弁護士についてやったりするとか、弁護士の助言を受けてやる、経験することで登録される；裁判員裁判について事務所内で行う研修はない；バックアップメンバーになっていながら、自分は技能研修を受けていない。更新の時は、通常の義務研修は受けているが；委員会は、日弁連の刑事弁護センター、○弁連の刑事弁護連絡協議会、所属弁護士会の刑事弁護等委員会など；司法試験考査委員の経験。

一般 E	6~10 人	所属弁護士の 5 割強は刑事も担当	4 人	
一般弁護士 E 1		実務、法科大学院教員、日弁連嘱託を含めて 2/3 以上が刑事分野	実務は 100%私選	50 期台
	刑事弁護への動機・経緯	弁護士になるときから、弁護士というのは刑事事件をするものだという意識。刑事弁護もできる法律事務所ということで就職活動；刑事弁護が中心の事務所ではなかった。		
	裁判員裁判への態勢	事務所としてやり繰りは全くしていない。すべて自己責任；しかし、事務所の中でリハーサルなどをやっている。		
	国選受任			
	私選受任	冤罪防止に傾斜。否認事件が多い；経済・財政関係事件、検察官独自捜査事件、特捜事件が中心；罪を犯していない人が処罰されないようにすること自体が自分の仕事だという意識。		
	売上と所得	事務所全体で 1 億 5 千万から多い年で 2 億 5 千万ぐらいではないか。		
	研修・委員会	法廷技術に関して私がアメリカ留学から持ち帰ったものが、日弁連を中心に行っている研修のベースになっている。それに関する出版もしたし、その内容をアップデートする研究はしているつもり。		

一般 I	3~5 人	全員刑事も担当	1 人	
一般弁護士 I		100%刑事。現在 20~30 件。一審が半分。	私選 6 割	50 期台

<p>刑事弁護への 動機・経緯</p>	<p>司法試験受験中に死刑再審 4 事件を勉強して衝撃を受けた。それが大昔ではなく最近の話で、よく勉強していくと現状があまり変わっていないということに衝撃を受けた。弁護士の基盤も個人のスキルも不十分だということで、そこにトライしようと考えた。合格前から刑事弁護をやろうと考えていた。僕以降、刑事をやりたいという若手が一気に増えた。〇〇先生らがロースクールに行って刑事弁護の面白さを広めたというのも、ひとつあった。</p>
<p>裁判員裁判への 態勢</p>	<p>もちろんカバーしあう。それぞれみんな裁判員抱えてるので。ただ、裁判員があるのが当たり前なので、特別という感じがしない。意図的に裁判員裁判を引き受けるようにしている。</p>
<p>国選受任</p>	<p>所属弁護士会では待機制、待機日に来る。裁判員では二人目で入ることも多い。同じように配点されるが、二人目で入ってくれというのがあるから件数は人より多くなる。僕と一緒にやりたい、研鑽を積みみたいという若手がいる。国選が若手の取り合いになっているのは事実。裁判員では全くペイしない。国選だけで事務所運営するのは無理。</p>
<p>私選受任</p>	<p>弁護士の紹介が一番多い。もう一人必要、自分ではできない、全く知らない弁護士からの紹介。全く知らない弁護士の紹介でも抵抗はない。</p>
<p>私選報酬</p>	<p>だいたい事務所の報酬基準による。刑事事件は最初の段階で読めない展開がありうるから、そのとおりにいかないこともある。捜査弁護で不起訴で終われば、短期間だからペイする。時間制は、時間をかけるほど金額が大きくなるから、利益相反の側面があるのでやらない。</p>
<p>売上と所得</p>	<p>売上は昨年 1500~2000 万、一昨年が 800~1200 万。年によって全然違う。所得は 300~600 万。所得 200 万未満の弁護士は増えていると思う。自分も売上 1000 万のときは完全に赤字。3ヶ月の裁判員を 2 回やっているが、その前後は事件を取れず、裁判員後に仕事を再開しても、お金が入るのはそのまた先。翌年の決算はひどいことになる。それでも自分のモチベーションには影響しない。</p>
<p>研修・委員会</p>	<p>所属弁護士会では、研修を受けなければ名簿に載せられない。研修は行けば終わりなので、実質的な担保としてはあまり意味をなしているとは思わない。一応フィルターにはなる。技量の高い人にしか事件がいかないようにすべきだ。国選の選択制を導入すべきだ。弁護士会は</p>

一般法律事務所における刑事弁護の状況と今後の課題

	<p>なかなか弁護士に口出しできないので、自浄作用はないに等しいが。いまは違法な活動をした人しか弾けない。僕は、刑事弁護に関する研修は日本一やっていると。法廷技術委員会、刑事弁護センター、刑事弁護フォーラムなどに参加している。</p>
--	---

一般 J	1 人		
一般弁護士 J		時間的に 8 割刑事、売上は半々。	私選が 9 割以上 50 期台
刑事弁護への 動機・経緯		<p>司法試験の中で刑法が一番わからなくて、〇〇先生にお話を聞くようになって刑法は面白いと思うようになったが、おかしな判例もあると思いつながら刑事弁護に興味を持つようになった。刑訴法は全然わからなかった。実務と理論の乖離が激しすぎて。当事者であればと思ったので、検察も関心はあった。しかし弁護士は転勤がない。事前修習で弁護士事務所に行った。刑事弁護を全くやらない事務所はいやだという程度。修習で〇〇事件を担当した〇〇先生の話聞いて、その事務所に入った。出身地も考えたが、現在の所属会の刑事弁護委員会の活動が盛んだった；そこに 3 年半いて、刑事弁護に注力していた事務所に移って 7 年半いて、現在の事務所を開いた。</p>	
裁判員裁判への 態勢		<p>裁判員裁判の公判が始まると状況が全然変わる。それにかかりつき。徹夜も多い。電話も最低限のものしか出ない；〇〇事件を担当したときには、他の事件はほぼできなかった。</p>	
国選受任		<p>委員会派遣で特別重い事件を依頼されることがある。〇〇事件の場合は、刑弁委員長から直接言われた。それ以外は、他の弁護士と同ルート。いま担当している捜査段階のものは、知り合いの弁護士から、複数専任で否認だから一緒にやってほしいと言われた；中間払い請求をしていけば、まあペイする。しかし、請求できるまで 6 ヶ月持ちこたえるのは大変；国選のほうが否認事件が多い。</p>	
私選受任		<p>公判国選時代に国選弁護で当たった人の評判が良かったのか、その人が次の人を紹介するという感じでどんどん増えて行った。一番は別の</p>	

	<p>弁護士の国選で、控訴審で私選に切り替えて依頼されたものもあるが、それは着手金だけで、実質国選；元の依頼者がまたやったというものもあるし、弁護士からの紹介が結構多い。刑事事件をやっていないとか、否認事件だからとか；組関係だと、わりと一定の組から来る；ちゃんとお金を払ってくれば刑事で事務所は成り立つと思います。問題は、そういう人をいかに掴むか；これはおかしいと思ったら遠方の依頼も受けるかもしれないけれど、やはり事務所経営が成り立つかを考えてしまう。</p>
私選報酬	<p>〇〇（インターネットで集客している事務所）とかに、刑事の相場を知らない人々が非常に高額なお金を取られている；報酬規程は日弁連の旧規程に準拠。あとは、依頼者の財政事情、事案の内容、場所などを考慮。無罪になったら絶対いただく。執行猶予は取ったり取らなかったり。報酬もらうときにお金がないのもわかる。報酬いただくのは、在宅でもともとお金を持っている方というのが多い。</p>
売上と課税所得	<p>売上 1500～2000 万。課税所得 100 万未満。なぜこんなに減ったのかわからない。</p>
研修・委員会	<p>自分の技能研鑽は怠っているが、研修の講師を務めることが自分の研鑽にもなっていることは否定できない。NITA 研修が始まる前から、自分の失敗からいろいろ学んできたと思う；日弁連、所属連合会、所属弁護士会の複数のセンター・委員会などで役員、委員を務めている。</p>

一般 D	21～30 人	3 割は刑事を常時 10 件	4 人
一般弁護士 D 1		事件の時間の 3 割、委員会含めて 4 割。裁判員裁判の公判前が 3 件。	半々 60 期台
	刑事弁護への 動機・経緯	法科大学院に行く前は、刑事弁護には全く興味がなく、なんで悪い人の弁護をしなければいけないのかと思っていた。法科大学院に刑事クリニックがあって、そこで刑事弁護に触れたのが初めて。示談で不起訴になった捜査弁護 1 件と、責任能力と因果関係を争って公判まで行	

	<p>くのを1件、担当して、これはすごいなと単純に思った。これは弁護士になっても面白そうだから続けてみようと思つて、いまに至つたというのが率直なところ。一番感動したのは、執行猶予中だった人の傷害罪の公判否認事件で、基本的には出て来られないタイプの事件だと思うけれども、途中で保釈が通つたとき。秘密接見でアクリル板の中にいるときと釈放されたときの雰囲気が全然違つていて、人が外に出るというのはこういうことなんだというのが、結構素朴な感動だった。権力が捕まえた人を自分の力で取り戻せるという感動がものすごく大きかつた。担当が〇〇先生で、傷害が認定落ちで暴行になつて、再度の執行猶予がついた。素朴に感動できる原体験でした。いまはクリニックで教える側でやっているが、釈放されて出てくる人に会う体験をしてほしくて必ず学生を誘う；最初の事務所は〇〇県の単独事務所、刑事事件に興味があることに理解があつた。そこでは弁護士が少ないので、当番弁護士で土曜日だと1日5件とか来て、当番から国選になつて抱えたのは常時5件から10件の間ぐらいあつた。その後、いまの事務所の設立に誘われて、少し遅れて参加した；他方、刑事10割だと厳しいなという感じもする。</p>
<p>裁判員裁判への態勢</p>	<p>裁判員裁判のためということではないが、自分が持っているほぼすべての事件が共同受任になっている。事務所として要求しているわけではないが、いい意味で自然発生的に共同受任になっている。一人で放り出されることはない。</p>
<p>国選受任</p>	<p>裁判員対象事件など重大事件は国選のほうが多い。所属弁護士の裁判員センターの委員をしているので、少し重めのものが委員会を通じて来ることが多い気がする；所属弁護士会には、不適切弁護が行われた場合は国選名簿から排除する制度がある。この人にやらせていいのかなというのが少なくない。弁護士倫理上問題があるんじゃないかというレベル。国選弁護は会員の平等な負担という意識はやるべきではないかと思う。それに対して、裁判員裁判を担当できる名簿に登録するには、所属弁護士会提供のいくつかの研修を受講しなければならないし、継続にも事件が研修が必要。希望する人が研修や事件に向けてモチベーションを持って取り組むことで初めて、国選で刑事弁護ができると公認できるという形にしたい。</p>

私選受任	個人的な昔の依頼者とか、知り合いが捕まったとか、組織の人間が捕まったとかいう話を持ってるのが自然になっている；元の依頼者の繋がりの方が圧倒的多数。だから、ホームページで取るだけが私選獲得のルートではないと思っている。
私選報酬	時給では高額になりすぎるので一時金制。
売上と課税所得	
研修・委員会	日弁連の法廷技術小委員会で受講生に話したり実演したりするときに、先輩弁護士から講評してもらうことがある。いま〇〇弁護士と控訴審をやっているが、先輩弁護士と一緒に事件を担当することも研鑽の機会になっている；日弁連の裁判員センターに入って、〇〇先生、〇〇先生、〇〇先生などを目の当たりにしたのははすごく大きなことだった；現在は日弁連の刑事弁護センターの役員；〇〇県にいた最後の年には9つの委員会に入っていて、毎日会議がある感じだったので、会務は現在のほうが減ったように感じる；制度論・政策論よりも法廷技術の話のほうにときめきを感じる。